

消費者行政に係る意思表示

近年、私たちのくらしは、様々な商品やサービスを自由に選択することができる反面、消費者と事業者間における情報量や専門知識、交渉力の格差を背景に悪質な訪問販売や架空請求など消費者トラブルが増加しております。

このような現状のなか、本市消費生活センターでは、市民からの様々な苦情、相談やあっせんに対応するため、平成22年度より消費生活相談員による相談日を週2日から4日に増やすなど相談体制を強化し、また、広報誌による情報提供や出前講座を行うなど被害の未然防止のための啓発活動を行っています。

今後も、引き続き消費者行政を維持・強化し、消費者被害防止のために関係機関等との連携を深め、市民の皆様が安心・安全に暮らせる地域社会を目指して取り組んでまいります。

平成27年2月

三木市長 藪本 吉秀